

県中部土木事務所 建築班からのお願い

建築基準法に関する 市町村窓口における確認事項について

建築基準法及び都市計画法に基づく開発許可等に関する相談については中部土木事務所にて対応しておりますが、以下の事項については、**事前に各町村の担当窓口にてご確認いただきますようお願い**申し上げます。

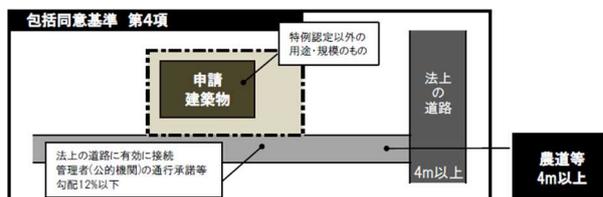
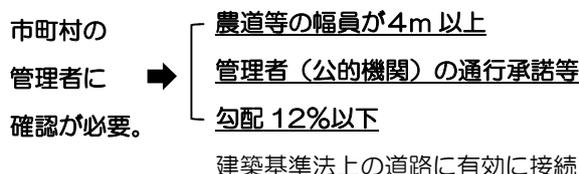
■町道・村道、土地区画整理地区内の道路の幅員を調べたい

道路法による道路で幅員4m以上（法第42条第1項第1号道路）、土地区画整理法による道路で幅員4m以上（同項2号道路）あれば建築基準法上の道路となります。幅員及び道路名称は町村役場の道路管理者にお問い合わせください。その他の道路は必ず当所窓口にてご確認ください。

- ・町村道、区画道路：各町村役場
- ・県道 / 国道：中部土木事務所 維持管理班 / 国道事務所

■農道、里道等の管理者（町村）へ幅員、勾配等の確認が必要です

農道や里道など道の形態がある場合でも、法第42条に該当しないものは建築基準法上の道路ではありませんが、法第43条2項2号に基づく許可をとることで接道要件を満たせる場合があります。



※里道の場合は公図上の幅で4m以上あること。

※包括同意基準第6項（H11.5.1 時点の立ち並び）による法第43条2項2号許可の場合は、町村窓口ではなく中部土木事務所と調整が必要です。

■用途地域・容積率・建蔽率を知りたい

各町村の都市計画担当課の窓口で確認してください。または、沖縄県地図情報システム（WEB）を参照してください。

■地区計画、景観地区について

地区の区域、建築物の形態等の制限については各町村の都市計画担当課の窓口で確認してください。

■市街化調整区域内で緩和区域に入っているか（北中城村、中城村及び西原町）

指定区域図の閲覧については各町村の都市計画担当課の担当窓口にて確認してください。「自己用住宅の立地緩和区域」では、自己用住宅に限り許可要件が緩和されます。

